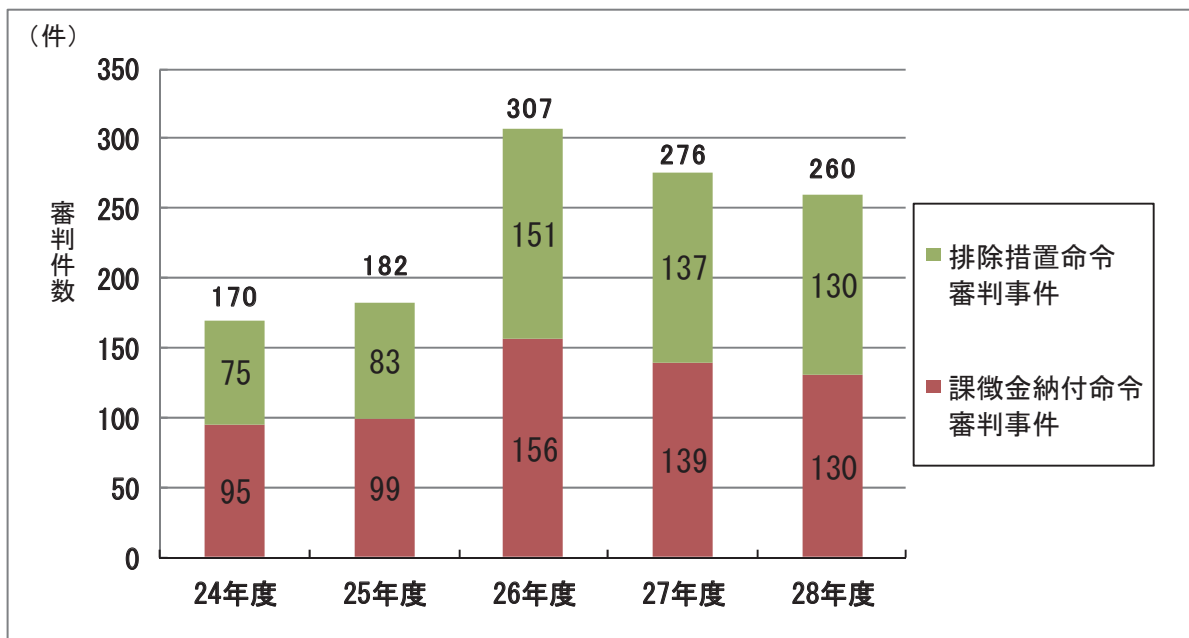


第3章 審判

第1 概説

平成28年度当初における審判件数は、前年度から繰り越されたもの260件（排除措置命令に係るものが130件，課徴金納付命令に係るものが130件）であった。平成28年度においては，審判開始を行った事件はなく，平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法（以下，特段の断りがない限り第3章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を14件（排除措置命令に係る審決6件，課徴金納付命令に係る審決8件）行ったほか，被審人による審判請求の取下げが1件あった。この結果，平成28年度末における審判件数（平成29年度に繰り越すもの）は245件となった。

図 審判件数の推移



（注1）審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

（注2）「課徴金納付命令審判事件」には，平成17年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。）による改正前の独占禁止法に基づく審判事件を含む。

表 平成28年度末における係属中の審判事件一覧

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (29. 3. 31現 在)
1	22 (判) 1	クアルコム・ インコーポレ イテッド	クアルコム・インコーポレイテッド等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者等に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせていた。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (一般指定 第12項 (注1))	22. 1. 5	29回開催
2 ～ 13	22 (判) 17 ～ 28	三和シャッ ター工業(株)ほ か3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて、共同して受注予定者を決定していた。 (22 (判) 17ないし21につき排除措置命令審判事件, 22 (判) 22ないし28につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 10. 4	30回開催
14 ～ 58	23 (判) 8 ～ 52	植野興業(株)ほ か22名	山梨県発注の塩山地区土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (23 (判) 8ないし29につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 30ないし52につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	20回開催
59 ～ 79	23 (判) 53 ～ 57 ・ 59 ～ 69 ・ 71 ～ 75	(株)飯塚工業ほ か10名	山梨県発注の石和地区土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (23 (判) 53ないし57及び59ないし64につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 65ないし69及び71ないし75につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	25回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (29.3.31現 在)
80 ・ 81	23 (判) 82 ・ 83	(株)山陽マルナ カ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店、全面改装、棚替え等に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (23 (判) 82につき排除措置命令審判事件、23 (判) 83につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び 第20条の6	23. 10. 19	14回開催
82 ・ 83	24 (判) 40 ・ 41	(株)エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為を行っていた。 (24 (判) 40につき排除措置命令審判事件、24 (判) 41につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び 第20条の6	24. 4. 24	27回開催
84 ・ 93	25 (判) 11 ・ 20	(株)小糸製作所	自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25 (判) 11, 13, 15, 17及び19につき排除措置命令審判事件、25 (判) 12, 14, 16, 18及び20につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 7. 17	14回開催
94 ・ 95	25 (判) 21 ・ 22	NTN(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (25 (判) 21につき排除措置命令審判事件、25 (判) 22につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 7. 17	6回開催

第2部 各論

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (29.3.31現 在)
96 ・ 97	25 (判) 28 ・ 29	(株)ラルズ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列、補充、撤去等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、派遣のために必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (25(判)28につき排除措置命令審判事件、25(判)29につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号(注2)) 及び 第20条の6	25.10.17	12回開催
98 ・ 103	25 (判) 30 ・ 35	王子コーンスターチ(株)ほか2名	段ボール用でん粉について、共同して需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 (25(判)30ないし32につき排除措置命令審判事件、25(判)33ないし35につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25.11.7	12回開催
104 ・ 105	26 (判) 1 ・ 2	ダイレックス(株)	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、陳列等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (26(判)1につき排除措置命令審判事件、26(判)2につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号(注2)) 及び 第20条の6	26.8.27	5回開催
106 ・ 245	26 (判) 3 ・ 142	レンゴー(株)ほか36名	特定段ボールシート、特定段ボールケース又は特定ユーザー向け段ボールケースについて、共同して販売価格等を引き上げる旨を合意していた。 (26(判)3ないし34、65ないし101、139及び140につき排除措置命令審判事件、26(判)35ないし64、102ないし138、141及び142につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26.11.7	5回開催

(注1) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は、一般指定(不正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕をいう。以下同じ。)第13項

(注2) 平成21年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成21年法律第51号〕をいう。以下同じ。）施行日前の行為については、平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項

第2 審決

1 加藤化学㈱に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第24号及び第25号	25.10.9	13	28.4.15	2億2284万
平成25年（判）第26号及び第27号	25.10.9	13	28.4.15	1億6552万

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
加藤化学㈱	加藤 栄一	愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田18番地

(2) 事件の経過

本件は、平成25年6月13日、公正取引委員会が、加藤化学㈱（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、9社（注1）と共同して、特定異性化糖（注2）（注3）の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定異性化糖の販売分野における競争を実質的に制限していた。また、被審人は、9社と共同して、特定水あめ・ぶどう糖（注4）の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定水あめ・ぶどう糖の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下、特定異性化糖と特定水あめ・ぶどう糖を併せて「本件各製品」といい、特定異性化糖に係る合意と特定水あめ・ぶどう糖に係る合意を併せて「本件違反行為」という。）。

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成23年3月1日から平成24年1月30日までであり、同法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、特定異性化糖の取引に係る2億2284万円及び特定水あめ・ぶどう糖の取引に係る1億6552万円である。

（注1）昭和産業㈱、日本食品化工㈱、日本コーンスターチ㈱、日本澱粉工業㈱、サンエイ糖化㈱、三和

澱粉工業㈱、群栄化学工業㈱、王子コーンスターチ㈱及び数島スターチ㈱の9社をいう。

(注2)「異性化糖」とは、糖化製品（とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られたものをいう。）のうち、とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られたグルコース1分子の糖を、グルコースイソメラーゼ又はアルカリにより異性化して得られた果糖を含むものをいう。

(注3)「特定異性化糖」とは、異性化糖のうち、ジャン決め（需要者との間で、あらかじめ価格の計算式、交渉時期、適用期間等を定めずに、原料価格の変動等を理由として、必要な都度、需要者と相対で交渉して価格を定める方式をいう。）によって価格を定める条件で取引する需要者向けに販売されるものをいう。

(注4)「特定水あめ・ぶどう糖」とは、水あめ・ぶどう糖（糖化製品のうち、異性化糖を除いたものをいう。）のうち、ジャン決めによって価格を定める条件で取引する需要者向けに販売されるものをいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 被審人及び9社（以下、併せて「10社」という。）は、本件当初値上げ（注5）に当たり、本件各製品の販売価格を引き上げる旨を合意（以下「本件各当初合意」という。）したか（争点1）

認定した事実関係によれば、本件当初値上げの前後の事情は、次のとおりである。

- a 10社は、シカゴ商品取引所のとうもろこし先物相場（以下「とうもろこしのシカゴ相場」という。）の高騰を背景に、平成22年10月、同年11月及び同年12月の糖化委員会（注6）において、本件各製品の販売価格を年明けから1キログラム当たり10円引き上げること等に関する情報交換や、当該値上げのための日経対策（注7）に関する協議を行った。
- b 平成22年11月の糖化委員会での協議結果を踏まえて日経記者との懇談会が行われ、同年12月22日付けの日本経済新聞に、王子コーンスターチ㈱ほか2社が糖化製品の販売価格を1キログラム当たり10円値上げする旨の記事が掲載された。
- c 10社ではそれぞれ、平成23年1月下旬までには、糖化委員会の会合の出席者又は当該出席者から糖化委員会の会合における情報交換の内容について報告を受けた者が中心となり、本件各製品の販売価格を1キログラム当たり10円引き上げる旨を決定し、同年1月から同年2月にかけて、その旨を需要者や商社に申し入れた。
- d 平成23年1月以降の糖化委員会において、出席者の間で、本件各製品の販売価格引上げの交渉の進捗状況について情報交換が行われた。
- e 糖化委員会の場合以外にも、10社の間では、個別の需要者に対する販売価格引上げの交渉の時期、販売価格引上げ幅及び交渉の進捗状況等について、他の入れ合い先と連絡を取り合って足並みをそろえるなどしていた。

他方で、被審人における本件当初値上げが9社の行動と無関係に独自の判断によって行われたことをうかがわせる事情はない。

これらの事情に鑑みると、遅くとも平成22年12月の糖化委員会が開催された同月28日までには、10社は相互に、本件各製品の販売価格を1キログラム当たり10円引き上げること認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思を有していたものであり、本件各当初合意が存在したものと認められる。

(注5) 平成23年1月から同年2月にかけて開始した販売価格の引上げを求める申入れをいう。

(注6) 日本スターチ・糖化工業会内に設けられていた10社をもって構成される委員会であり、砂糖及

びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づき農林水産省が公表する価格等について、各社の共通する諸問題に関する意見及び情報の交換、需要分析、売戻価格の分析等を行っていた。

（注7）値上げが必要な事情や各社の値上げの方針、値上げの状況を説明し、これを記事にしてみよう働きかけるなどの目的で日本経済新聞社の記者（以下「日経記者」という。）に対して懇談会の開催を申し入れることや、日経記者から糖化製品の価格に関して取材を受けた場合の対応の総称。

(4) 10社は、本件追加値上げ（注8）に当たり、本件各製品の販売価格を更に引き上げる旨を合意（以下「本件各修正合意」という。）したか（争点2）

認定した事実関係によれば、本件追加値上げの前後の事情は、以下のとおりである。

- a 10社は、とうもろこしのシカゴ相場が平成23年1月以降も高騰を続けたことを背景に、同年1月から同年6月までの各糖化委員会において、本件各当初値上げによる本件各製品の販売価格の引上げ額を1キログラム当たり15円ないし20円と修正することなどに関する情報交換や、当該値上げのための日経対策に関する協議を行った。
- b 平成23年2月及び同年5月の糖化委員会での協議結果を踏まえて、日経記者との懇談会が行われ、同年6月2日付けの日本経済新聞に、日本食品化工(株)等の糖化メーカーが異性化糖の販売価格を1キログラム当たり10円値上げする、値上げが浸透すれば昨年末に比べ20円の上昇となる旨の記事が掲載された。
- c 10社ではそれぞれ、平成23年6月29日までは、糖化委員会の会合の出席者又は当該出席者から糖化委員会の会合における情報交換の内容について報告を受けた者が中心となり、本件各当初値上げにより1キログラム当たり10円引き上げることとした本件各製品の販売価格を更に引き上げ、引上げ額を1キログラム当たり15円ないし20円とする旨を決定し、その旨を需要者や商社に申し入れた。
- d 平成23年7月以降の糖化委員会において、出席者の間で、追加分を含めた本件各製品の販売価格引上げの交渉の進捗状況に関する情報交換や、同年9月以降のとうもろこしのシカゴ相場の下落を踏まえた需要者からの本件各製品の販売価格の引下げ要請に対する対応の検討が行われた。
- e 糖化委員会の場合以外でも、10社の間では、個別の需要者に対する販売価格引上げの交渉の時期、販売価格引上げ幅及び交渉の進捗状況等について、他の入れ合い先と連絡を取り合って足並みをそろえるなどしていた。

他方で、被審人における本件追加値上げが9社の行動と無関係に独自の判断によって行われたことをうかがわせる事情はない。

これらの事情に鑑みると、遅くとも平成23年6月の糖化委員会が開催された同月29日までは、10社は相互に、本件当初合意により合意した本件各製品の引上げ額を1キログラム当たり15円ないし20円に引き上げることを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思を有していたものであり、本件各修正合意が存在したものと認められる。

（注8）本件当初値上げの後に行われた販売価格の追加引上げを求める申入れをいう。

(4) 争点1及び争点2に係る合意の対象に純果糖（注9）は含まれるか（争点3）

異性化糖を「糖化製品のうち、とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ

等の酵素又は酸により加水分解して得られたグルコース1分子の糖を、グルコースイソメラーゼ又はアルカリにより異性化して得られた果糖を含むもの」と定義する場合、純果糖も異性化糖に含まれることについては、当事者間に争いが無い。したがって、ジャン決めによって価格を定める条件で取引する需要者向けに販売される純果糖は、特定異性化糖に該当する。

また、本件各合意がなされた背景には、糖化製品の原料価格（とうもろこしのシカゴ相場）の高騰により値上げの必要が生じたという事情があるところ、同事情は、純果糖にも当てはまるものであり、10社が糖化委員会の会合の場等において特定異性化糖の販売価格の引上げに関する情報交換や日経対策に関する協議を行った際にも、値上げの対象から純果糖が除外されていたことをうかがわせる証拠はなく、実際、被審人は、ジャン決めに係る純果糖についても、他の特定異性化糖と同様に、特定異性化糖に係る当初合意及び修正合意の内容に即した販売価格の引上げを申し入れている。

これに加えて、①砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律は、異性化糖について前記定義と同旨の定義をしており（同法第2条第4項）、液糖か結晶かという性状は問われていないこと、②純果糖と異性化液糖（液糖である異性化糖のこと）は多くの用途において共通し、需要者においても、純果糖を水に溶かして異性化液糖の代替品を製造することが可能であると認識され、実際にも、それまでの純果糖の使用から異性化液糖の使用に切り替わった商品も存在すること、③純果糖の需要者の中には異性化液糖も購入している者が多数存在することなどを併せ考えると、純果糖と他の異性化糖の性状の相違など、被審人の主張する事情を考慮してもなお、特定異性化糖の当初合意及び修正合意の対象には純果糖も含まれていたと認めるのが相当である。

（注9）被審人が製造している無水結晶果糖（結晶・粉末化した異性化糖のうち、果糖100パーセントのもの）の商品名をいう。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

2 積水化成工業(株)ほか4名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（EPSブロックの製造業者及び販売業者による受注調整）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第1号及び第5号	25.1.21	15	29.2.8	7618万
平成25年（判）第3号及び第8号	25.1.21	15	29.2.8	649万
平成25年（判）第2号及び第6号	25.1.21	15	29.2.8	2740万
平成25年（判）第4号及び第9号	25.1.21	15	29.2.8	349万
平成25年（判）第7号	25.1.21	15	29.2.8	2524万

(1) 被審人

事件番号	名 称	略 称	代 表 者	所 在 地
平成25年 (判) 第1号 及び第5号	積水化成品工業(株)	積水化成品工業	柏原 正人	大阪市北区西天満二丁目4番4号
平成25年 (判) 第3号 及び第8号	(株)積水化成品北海道	積水化成品北海道	藤井 雅敏	北海道千歳市北信濃779番3
平成25年 (判) 第2号 及び第6号	(株)ジェイエスピー	ジェイエスピー	塚本 耕三	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
平成25年 (判) 第4号 及び第9号	カネカケンテック(株)	カネカケンテック	堀江 康則	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
平成25年 (判) 第7号	カネカフォームプラス スチックス(株)	カネカフォームプラス スチックス	金谷 拓亮	大阪市西区江戸堀一丁目10番8号

(2) 事件の経過

本件は、平成24年9月24日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人5社（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）のうち積水化成品工業、積水化成品北海道、ジェイエスピー及びカネカケンテックに対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、被審人らに対し、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行ったところ、被審人らは、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人らから提出された異議の申立書及び被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人ら並びにダウ化工(株)、太陽工業(株)、アキレス(株)及び北海道カネパール(株)（以下、併せて「9社」という。）は、共同して、特定EPSブロック（注1）（注2）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定EPSブロックの取引分野における競争を実質的に制限していた（以下「本件違反行為」という。）。

被審人らの本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、積水化成品工業、積水化成品北海道及びジェイエスピーについては平成20年5月31日から平成23年5月30日まで、カネカケンテックについては平成22年10月1日から平成23年5月30日まで、カネカフォームプラスチックスについては平成19年10月1日から平成22年9月30日までであり、同法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、積水化成品工業については7618万円、積水化成品北海道については649万円、

ジェイエスピーについては2740万円、カネカケンテックについては349万円、カネカフォームプラスックスについては2524万円である。

(注1)「EPSブロック」とは、EPS工法（発泡スチロール土木工法開発機構〔総合建設業者、専門工事業者、発泡スチロールブロックの材料製造業者等を会員とする任意の事業者団体。以下「EDO」という。〕が策定した「EPS工法 設計・施工基準書（案）」〔以下「EPS工法基準書」という。〕に基づき、発泡スチロールブロックを、主として、軟弱地盤上の盛土、擁壁、橋台背面の裏込め材としての盛土、地滑り地の盛土、道路拡幅盛土としての盛土、両直型の盛土及び埋設構造物の埋め戻しの盛土として建設工事に使用する工法）において使用される発泡スチロールブロックをいう。

(注2)「特定EPSブロック」とは、9社のうち一又は複数の者が、EPS工法採用工事に係る設計図書の作成を含む設計業務を請け負った建設コンサルタント業者に対し、当該工事が発注される前に、自ら又は建設資材商社を通じ、当該設計図書のうちEPSブロックの使用に係る部分の図面をEPS工法基準書に基づいて作成し提供したEPS工法採用工事に使用されるEPSブロックをいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 9社の間に、特定EPSブロックについて、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨の合意が存在したか（争点1）

被審人らは、平成元年頃から、EPS工法採用工事に係る設計協力を行ったEPSブロック業者（注3）が当該工事に使用されるEPSブロックを他社に優先して販売すべきであるという考え方に基づいて行動するようになり、物件登録（注4）が行われるようになった平成2年4月頃以降は、自社が物件登録を行った物件についてはそれを根拠にEPSブロックを販売する「権利」があると主張し、他社が物件登録を行った物件については営業活動を行わないようにするなど、EPSブロックの受注について協調関係にあったことが認められる。

そして、平成16年1月7日及び同月19日に開催された広報委員会（注5）において、物件登録の廃止及びその後のルールについて話し合いが行われ、①平成16年2月末日をもって物件登録を廃止すること、及び②物件登録の廃止後は、最終図面（注6）を作成した詳細設計協力業者（注7）（注8）（注9）が特定EPSブロックを優先して販売できることとし、互いに協力し合っていく旨確認されたことが認められる。

さらに、9社は、物件登録の廃止後も、自社が詳細設計協力した物件については当該物件を受注した建設業者に対する営業活動を積極的に行う一方、自社が詳細設計協力した物件ではないと判別できた場合等には営業活動の自粛等を行うことで、詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注できるように協力し合っていたものであり、9社が平成19年1月以降に、自社が詳細設計協力したことを根拠に他社に営業活動の自粛を求めた事例、見積価格に関する連絡を取り合うなどして詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注できるように協力した事例、及び最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注するという前提の下に利益配分のための調整等を行った事例も多数存在することが認められる。

以上の事情に鑑みれば、9社の間には、遅くとも平成19年1月以降、特定EPSブロックについて、詳細設計協力業者のうち最終図面を作成した者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する旨の合意（以下「本件合意」という。）が存在していたものと認められる。

(注3)「EPSブロック業者」とは、EPSブロックの製造業者又は販売業者をいう。

(注4)「物件登録」とは、EDOの事務局において行われていた、EPS工法採用工事に係る情報をデータベース化していた行為をいう。EPSブロックの材料製造業者を会員とする材料部会(EDOに設けられていた技術委員会内の組織)の会員事業者等は、遅くとも平成2年4月頃以降、EPS工法が採用されそうな物件の情報を入手したり、建設コンサルタント業者から設計業務に対する協力の依頼を受けたりした場合には、その物件名、発注者名、施工場所、建設コンサルタント業者名等の情報をEDOの事務局に連絡していた。

(注5)「広報委員会」とは、材料部会の会員が、EPS工法の普及を目的として、建設コンサルタント業者に対する説明会の日時の決定や講習会の開催場所の選定等を行うため、各社のEPSブロックの営業担当者が定期的に行っていた会合をいう。

(注6)「最終図面」とは、発注されたEPS工法採用工事に採用されたEPSブロック図面をいう。

(注7)「詳細設計」とは、官公庁等の発注者がEPS工法採用工事を建設業者に発注する前に行う、EPS工法採用工事の具体的内容を決めるための設計をいう。発注者は、通常、建設コンサルタント業者に対し、詳細設計を発注している。

(注8)「詳細設計協力」とは、EPSブロック業者が詳細設計を受注した建設コンサルタント業者に対して行う、EPS工法採用工事の設計図書のうちEPSブロックの使用に係る部分の図面の作成及び無償提供をいう。建設コンサルタント業者は、自社で独自に詳細設計を行うこともあるが、通常は、EPSブロック業者の協力を得て、詳細設計を行っている。

(注9)「詳細設計協力業者」とは、詳細設計協力を行う者をいう。

(イ) 以下の各場合に係る特定EPSブロックは、前記(ア)の合意の対象に含まれるか(争点2)

- a 詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者に対する見積依頼がない場合
- b 受注したEPSブロック業者以外のEPSブロック業者が当該物件の存在を認識していない場合
- c 被審人らの主張する自社独自の工法が採用された場合
- d 建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定EPSブロックを発注した場合

前記(ア)のとおり、9社はいずれも、特定EPSブロックについて、最終図面を作成した詳細設計協力業者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する意思を有していたものであり、その対象である特定EPSブロックについて、特段の限定を付したり、一部を除外したりするなどした事実は認められない。

したがって、本件合意の対象は、前記aないしdを含む全ての特定EPSブロックであると認めるのが相当である。

(ロ) 前記(ア)の合意は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当するか(争点3)

前記(ア)及び(イ)のとおり、9社の間には、遅くとも平成19年1月以降、本件合意が存在したことが認められる。

このような取決めは、本来的には自由に特定EPSブロックの受注活動を行うことができるはずの9社が、これに制約された意思決定を行うことになるという意味において、各社の事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。また、本件合意の成立により、9社の間に、前記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるとい意思の連絡が形成されたものといえるから、本件合意は、同項にいう「共同して・・・相互に」の要件

も充足する。

そして、本件合意は、特定EPSブロックの販売に係るものであるところ、9社は、特定EPSブロックのほとんど全てを受注していたことからすれば、本件合意により、9社がその意思で特定EPSブロックの販売分野における販売者及び販売価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたと認められる。したがって、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

また、以上のような本件合意が、独占禁止法第2条第6項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

よって、本件合意は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する。

(イ) 審決案別紙3の1ないし3の5（課徴金対象物件一覧）記載の被審人らが受注した各工事に係る特定EPSブロックは、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に該当するか（争点4）

独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金算定の対象となる当該商品に含まれると解すべきである。

被審人らは、前記(イ) a ないし d の各場合に係る特定EPSブロックは「当該商品」に該当しないと主張するところ、これらはいずれも特定EPSブロックである以上、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であることは明らかである。

また、前記(イ)のとおり、前記特定EPSブロックについて、本件合意による相互拘束から除外されていることを示す事情は認められない。

したがって、前記特定EPSブロックは、いずれも独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に含まれるものであり、被審人らの主張は採用できない。

(ロ) カネカケンテック及びカネカフォームプラスチックスの本件違反行為の実行期間を連続して捉えるべきか（争点5）

独占禁止法第7条の2第1項本文にいう「当該行為の実行としての事業活動を行った日」及び「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」は、個別の事業者ごとに異なることからすれば、この「実行期間」は個別の事業者ごとに判断すると解するのが相当である。

また、違反行為をした事業者について、合併又は違反行為に係る事業の分割若しくは譲渡がなされた場合でも、当該違反行為をした事業者が消滅していない限り、当該違反事業者に対して課徴金の納付を命じればよく、違反行為に係る事業の分割又は譲渡を受けた事業者に対して、当該違反行為に係る課徴金の納付を命じる必要

はない。

これを本件についてみると、カネカフォームプラスチックは、平成22年10月1日、カネカケンテックに対し、吸収分割によりEPSブロックに係る事業を承継させたが、カネカフォームプラスチックはその後も消滅していないから、同社の違反行為に係る課徴金は、同社が違反行為の実行としての事業活動を行った日から、同社による違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間における売上額を基礎として計算するのが相当である。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

3 日本精工(株)に対する課徴金納付命令に係る審決について（軸受製造販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第23号	25. 7. 17	9	29. 3. 29	56億2541万

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
日本精工(株)	内山 俊弘	東京都品川区大崎一丁目6番3号

(2) 事件の経過

本件は、平成25年3月29日、公正取引委員会が、日本精工(株)（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、課徴金納付命令に対して審判請求を行ったので（注1）、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録及び被審人から提出された異議の申立書に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

（注1）被審人は、排除措置命令に対しては審判請求を行わず、同命令は確定している。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、他の事業者と共同して、産業機械用軸受（注2）の販売価格を引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における産業機械用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「産業機械用軸受に係る本件違反行為」という。）。また、被審人は、他の事業者と共同して、自動車用軸受（注3）の販売価格を引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における自動車用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「自動車用軸受に係る本件違反行為」という。）。

独占禁止法第7条の2第1項の規定により、被審人の産業機械用軸受に係る本件違

反行為の実行期間は平成22年8月24日から平成23年7月25日まで、自動車用軸受に係る本件違反行為の実行期間は平成22年7月30日から平成23年7月25日までであり、同法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は56億2541万円である。

(注2)「産業機械用軸受」とは、軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店（代理店契約を締結していない販売業者を含む。以下同じ。）が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）をいう。

(注3)「自動車用軸受」とは、軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店が自動車又は自動車部品の製造販売業者等の需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

- (7) 被審人が自動車又は自動車部品の製造販売業者（以下「自動車メーカー等」という。）から自動車用軸受の構成部品の一部を購入し（以下、自動車メーカー等から購入した自動車用軸受の構成部品の一部を「本件有償支給品」という。）、本件有償支給品を組み込んだ自動車用軸受の完成品（以下「本件完成品」という。）を製造して、これを本件有償支給品の供給元へ販売している場合、本件完成品の販売代金のうち本件有償支給品の購入代金相当額は、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」（以下「当該商品の売上額」という。）に当たるか（争点1）

自動車用軸受に係る本件違反行為の対象商品は自動車用軸受であるところ、本件完成品は、本件有償支給品と本件有償支給品以外の部分が組み合わされて一体となった商品であり、被審人が需要者である自動車メーカー等との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受又はころ軸受であることから、前記違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当する。

そのため、本件完成品は、当該商品該当性を否定する特段の事情が認められない限り当該商品に含まれるところ、かかる事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、当該商品に該当するのは本件完成品である。

また、課徴金算定の基礎となる売上額に該当するのは、違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額であり、本件完成品の対価は本件有償支給品の購入代金相当額を含んだ価格として設定されていることから、被審人が前記違反行為の実行期間中に本件完成品を引き渡して得た対価の額が売上額となる。

- (4) 産業機械用軸受のうち、被審人が「特殊品取引」、「スポット取引」及び「コード流用取引」と呼称する取引（以下「3取引」という。）により販売される製品（以下「3取引により販売される製品」という。）の売上げは、当該商品の売上額に当たるか（争点2）

産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は産業機械用軸受であるところ、3取引は、いずれも被審人又は被審人の販売代理店が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定するものであることから、3取引により販売される製品は、前記違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当する。

そのため、3取引により販売される製品は、当該商品該当性を否定する特段の事情が認められない限り当該商品に含まれるところ、かかる事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、3取引により販売される製品は当該商品に該当し、被審人が前記違反行為の実行期間中に前記製品を引き渡して得た対価の額が売上額となる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項